

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

宮内地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1 経営体
個人	37 経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状態にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農地を貸し出す際は、農地中間管理機構を通じた契約を検討する。

また、機構が借受ける農地については、必要に応じて区画整備を要望するなどして受け手が耕作しやすくなるよう機構へ働きかける。

6 地域農業の将来のあり方

宮内地区は、高付加価値型（果樹）農業主体の複合経営が主体である。

地域を担う経営体は不足しており、高齢化が進んで荒廃農地となりつつある農地が増えている。今後一層、担い手への農地集積による規模拡大や経営基盤強化、後継者の育成確保に努めながら、農業集落の維持・発展を図る。

また、特産品の発掘や高付加価値農業、6次産業化への取組みについては、晩成種の導入などを含め検討を進める。